



水 保 第 5 7 8 号

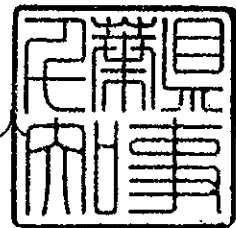
千葉県環境審議会 様

千葉県環境保全条例に基づく排水基準の変更について（諮問）

下記のことについて、千葉県環境保全条例第20条第3項の規定により諮問
します。

令和7年7月14日

千葉県知事 熊谷 俊人



記

諮問

千葉県環境保全条例に基づく排水基準の変更について



川

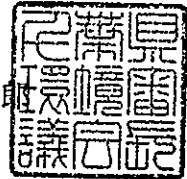
環 第 4 5 3 号
千 環 審 第 6 号
令和 7 年 7 月 1 6 日

千葉県環境審議会

水環境部会長 佐々木 淳 様

千葉県環境審議会

会長 宮 脇 健太郎



審議事項の部会への付議について

令和 7 年 7 月 1 4 日付け水保第 5 7 8 号で千葉県知事から諮問のあった下記事項について、千葉県環境審議会運営規程第 5 条の規定により、貴部会に付議します。

記

千葉県環境保全条例に基づく排水基準の変更について